

新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 新居浜市・別子山村合併協議会事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたとき、その職務の代理を行う。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 協議会に関する規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書等の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する市村の例による。ただし、文書の發文記号については「新別合」

とする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、公印名、形状、寸法、使用区分、公印を管守すべき者(以下管守者という。)及び個数は別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、会長の属する市村の例による。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市村の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれの派遣する市村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市村の例により協議会が支給する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る史料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 費用弁償支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併に期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 財産の取扱いに関すること。 13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 14 地方税の取扱いに関すること。 15 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 16 特別職の身分の取扱いに関すること。 17 条例、規則等の取扱いに関すること。 18 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 19 一部事務組合等の取扱いに関すること。 20 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 21 公共的団体等の取扱いに関すること。 22 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 23 町名、字名の取扱いに関すること。 24 慣行の取扱いに関すること。 25 その他総務関係に関すること。 26 その他他の班に属さないこと。
計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 2 条例、規則等の取扱いに関すること。 3 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 4 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 5 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 6 介護保険事業の取扱いに関すること。 7 消防団の取扱いに関すること。 8 その他教育福祉、産業環境及び都市建設に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	様 式	書 体	寸 法	使用区分	保管者	個数
新居浜市・別子山村合併協議会長之印		てん書	方21mm	会長名をもつてする文書	事務局長	1
新居浜市・別子山村合併協議会長職務代理人印		てん書	方21mm	会長職務代理人名をもつてする文書	事務局長	1
新居浜市・別子山村合併協議会事務局長印		てん書	方18mm	事務局長名をもつてする文書	事務局長	1

	新居浜市		別子山村
事務局長	企画調整課長	神野師算	
事務局次長			総務課長補佐 石田敬司
事務局員	企画調整課副課長	寺村伸治	
	企画調整課	石井公博	総務課係長 和田仲吉

新 居 浜 市
別 子 山 村
合 併 協 議
会 長 之 印

新居浜市別
子山村合併
協議会長職
務代理人印

新居浜市
別子山村
合併協議会
事務局長印